

## 重要事項説明書（訪問介護）

### 1、事業者概要

事業者名称	医療法人 維誠会
所在地	茨城県水戸市百合が丘町 8 番地 5
代表者名	金子 健太郎
電話番号	TEL029(304)0288 FAX029(304)0308

### 2、事業所概要

事業所名称	訪問介護ステーション とうはら
指定番号	茨城県指定 第 0870105467 号
所在地	茨城県水戸市酒門町 2950 番地 5
電話番号	TEL,FAX 029(303)5805

### 3、事業の目的と運営方針

#### 事業の目的

要介護状態または要支援状態にある高齢者に対して、適正な指定訪問介護を提供する。

#### 運営の方針

- (1) 要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう生活全般にわたる援助を行う。
- (2) 市町村、保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

### 4、本事業所の職員体制

事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1 名以上
- (2) サービス提供責任者 1 名以上
- (3) 訪問介護員等 2.5 名以上（常勤換算）
- (4) 事務職員 1 名以上

### 5、営業日および営業時間

営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、12月29日から1月3日までを除く。

営業時間 午前9時00分から午後5時00分までとする。

上記以外は、電話により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

## 6、営業地域

水戸市 ひたちなか市 大洗町 茨城町

## 7、事業の内容及び利用料

- 1) 指定訪問介護の内容は次のとおりとし、指定訪問介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、指定訪問介護が法定代理受領サービスであるときは、その1割、2割又は3割の額とする
  - ① 身体介護
  - ② 生活援助
- 2) 通常の事業の実施地域を超えて行う事業に要した交通費は、事業所の実施地域を超える地点から自宅までの交通費の実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。
  - ① 通常の実施地域を超えて1kmにつき 20円
- 3) 費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。
- 4) 訪問介護費用、加算について別紙参照。

## 8、緊急時における対応方法

事業の提供を行っているときに、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師に連絡を行いその指示に従い、また必要な時には緊急連絡先の方にも連絡し、管理者への報告もおこなうこととする。

## 9、秘密の保持

事業所及び本事業所の職員は、当該事業を行う上で知り得たご利用者様及びご家族に関する秘密を、正当な理由なく、第三者に漏らさず、この秘密を保持する義務は、契約が終了した後も継続することとする。

## 10、高齢者虐待等の禁止

訪問介護員等は利用者に対し、以下のような身体的な苦痛を与え、人格を辱める等を行ってはならない。

- 1) 殴る、蹴る等直接利用者の身体に侵害を与える行為。
- 2) 強引に引きずるようにして連れていく行為。
- 3) 乱暴な言葉使いや利用者をけなす言葉を使って、心理的苦痛を与えること。
- 4) 脅かす等言葉による精神的苦痛を与えること。
- 5) 性的な嫌がらせをすること。

6) 当該利用者を無視すること。

## 11、虐待の防止について

利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者

管理者 根本 信子

2) 苦情解決体制を整備しています。

3) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

## 12、事故発生時の対応の方法

サービスの提供中に事故が発生した場合は、ご利用者様に対し応急処置、医療機関への搬送等の措置を講じ、速やかに市町村、介護支援専門員、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、事故の状況及び事故に際してとった処置について記録するとともに、その原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じます。

なお、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償いたします。

## 13、苦情処理

事業所は、利用者からの相談、苦情等に対する窓口を設置し、指定居宅サービス等に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応する。

1) 事業所は、苦情の内容等について記録を保存する。

2) 事業所は、市町村及び国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善をする。

3) 事業所は、市町村及び国民健康保険団体連合会から求めがあった場合は、改善の内容を報告する。

### 苦情申し立て窓口

訪問介護ステーションとうはら	水戸市酒門町 2950-5	029 (303) 5805
かねこ 消化器内視鏡肛門外科クリニック水戸院	水戸市百合が丘町 8-5	029 (304) 0288

(行政機関その他の苦情受付機関)

茨城県保健福祉部長寿福祉課	所在地 水戸市笠原町 978 番 6
---------------	--------------------

	電話番号 029-301-3321 受付時間 月～金 9:00～17:00
水戸市役所福祉部 介護保険課	所在地 水戸市中央 1-4-1 電話番号 029-232-9177 受付時間 月～金 8:15-17:15
ひたちなか市役所 介護保険課	所在地 ひたちなか市東石川 2-10-1 電話番号 029-273-0111 受付時間 月～金 8:30-17:15
大洗町役場 福祉課介護保険係	所在地 東茨城郡大洗町磯浜町 6681-275 電話番号 029-267-5111 受付時間 月～金 8:30～17:15
茨城町 保健福祉部 長寿福祉課	所在地 東茨城郡茨城町大字小堤 1080 電話番号 029-292-1111 受付時間 月～金 8:30-17:15
国民健康保険団体連合会 介護保険課 介護保険苦情相談室	所在地 水戸市笠原町 978-26 電話番号 029-301-1565 受付時間 月～金 8:30～17:00

14、提供するサービスの第三者評価等の実施状況について

実施の有無	無
実施した直近の年月日	
実施した評価機関の名称	
評価結果の開示状況	

令和 年 月 日

指定訪問介護の開始にあたり、ご利用者に対して重要事項説明書に基づいて重要事項を説明いたしました。

医療法人 維誠会

〒310-0841 水戸市酒門町 2950 番地 5

訪問介護ステーション とうはら

(説明者) 氏名 根本 信子

私は、本書面により、本事業者からの訪問介護の利用に際し、重要事項の説明を受けました。

(利用者) 住所

氏名

(家族・代理人) 住所

氏名